

町民課からのお知らせ

「国民健康保険加入者の健康診断料助成」について

町では、八百津町国民健康保険加入者が医療機関等で行う健康診断費用の一部について助成を行っています。

【対象者】 ※①②を満たした方が対象となります。

- ①八百津町国民健康保険に加入する満35歳以上の方
- ②国民健康保険税納期到来分の完納世帯に属し、町税等に滞納のない方

【助成金額等】

健診の検査項目が生活習慣病に関するもので、健診に要した費用が2万円以上の場合の2分の1以内、15,000円を限度

【助成条件】

当該年度(4月から翌年3月)に1回限り、身体計測、血圧測定、心電図検査、尿検査、生化学検査、血液学検査、眼底検査、X線検査または胃カメラ検査、理学的検査

【申請までの流れ】

①町民課国民健康保険係で申請書を受領 → ②医療機関に健診予約 → ③健診の受診・医療機関へ申請書提出 → ④医療機関で健康診断料支払いおよび医療機関証明欄記載後の申請書受け取り → ⑤健康診断結果票到着 → ⑥町へ助成申請 → ⑦町審査後、助成金決定、支給

【申請に必要なもの】

- ◎八百津町国民健康保険健康診断助成申請書(認印の押印、助成金振込先口座の記入が必要)
- ◎領収書(写し)
- ◎健康診断結果票(写し)

【申請先】 役場1階 町民課 国民健康保険係 または、各出張所



◆健康診断結果の提供にご協力ください◆

40歳から74歳の八百津町国民健康保険加入の方で、町が実施する特定健診とは別に職場で健康診断を受けている方は、町へ健診結果を提出していただくことで特定健康診査を受診したことに代えられます。健診結果が特定保健指導の該当の方には、後日、町からご連絡を差し上げ、保健師・栄養士等の支援を受けることができます。

国民健康保険加入のみなさまの生活習慣病予防や健康状態の把握をさせていただくため、職場の健診結果を受け取られましたら町への提供にご協力ください。

※健診結果(写し)のご提供をいただいた方には、町施設「B & G プール利用券」を配布させていただきます。

【提供先】 役場1階 町民課 国民健康保険係(※各出張所では受け付けできません。)

※町に提供された健診結果等の個人情報、特定健康診査・特定保健指導の目的以外には使用しません。

□お問い合わせ 役場1階 町民課 国民健康保険係 ☎43-2111(内線2114)まで